

# 大分県報

令和四年  
第二七三号  
一月十一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

青少年に有害な興行の指定……………  
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………

### 公告

特定計量器定期検査の実施……………  
落札者等の公示……………

## ○告示

### 大分県告示第四号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和四年一月十一日

大分県知事 広瀬 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令三・ 一一・二〇	映画	小悪魔妻 美乳で誘う	オーピー映画	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を害する おそれがある。
〃	〃	痴漢電車 夢見る桃色なすび	オーピー映画	
〃	〃	変態露出狂妻 肉欲さらし	オーピー映画	

### 大分県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年一月十一日

大分県知事 広瀬 貞

## ○公告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

令和四年一月十一日

大分県知事 広瀬 貞

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器

実施の区域	実施の期日	実施の場所
豊後大野市	令和四・四・一八から 令和四・七・一九まで （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。）	特定計量器の所在場所
日田市	令和四・五・九から 令和四・八・八まで	〃
臼杵市	令和四・六・二〇から 令和四・九・二〇まで	〃
玖珠町	令和四・七・五から 令和四・一〇・四まで	〃

実施の区域	実施の期日		実施の場所
	令和四年一月十一日	令和四年一月十二日	
九重町	令和四・七・一二から 令和四・一〇・二一まで	（ ）	〃
佐伯市	令和四・九・一から 令和四・一一・三〇まで	（ ）	〃
津久見市	令和四・一〇・四から 令和五・一・四まで	（ ）	〃
竹田市	令和四・一〇・一七から 令和五・一・一六まで	（ ）	〃
二 一に規定する特定計量器以外の特定計量器			
豊後大野市	令和四・四・一八から 令和四・四・二二まで		豊後大野市役所
日田市	令和四・五・九から 令和四・五・二七まで	（日曜日及び土曜日を除く。）	日田市役所
臼杵市	令和四・六・二〇から 令和四・六・二四まで		臼杵市役所
玖珠町	令和四・七・五から 令和四・七・七まで		玖珠町役場
九重町	令和四・七・一二から 令和四・七・一四まで		九重町役場
佐伯市	令和四・九・一から 令和四・九・二一まで	（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	佐伯市役所
津久見市	令和四・一〇・七から 令和四・一〇・七まで		津久見市役所
竹田市	令和四・一〇・一七から 令和四・一〇・二一まで		竹田市役所

次のとおり落札者等について公示する。  
令和四年一月十一日

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量  
 県立学校理科教室用電子黒板等機器一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 大分県会計管理局用度管財課  
 大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日  
 令和三年十一月二十五日
- 四 落札者の氏名及び住所  
 ミカサ商事株式会社 大分営業所 所長 下北圭介  
 大分市東春日町十七番十九号大分ソフィアプラザビル三階  
 落札金額
- 五 四十九百四十万四千八十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日  
 令和三年十月十二日